

島原市国土強靱化地域計画

令和 3 年 2 月



島原市

目 次

1. 島原市国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 島原市の地域特性、想定される大規模自然災害	4
（島原市の地勢・気候・地形・人口）	4
（島原市において想定される大規模自然災害）	5
4. 島原市国土強靱化地域計画の基本的考え方	9
（基本的な姿勢）	9
（想定するリスク）	9
（目標）	9
（基本目標・事前に備えるべき目標）	10
（リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態））	10
5. 脆弱性の分析、評価、課題の検討	11
6. リスクシナリオ毎の推進方針	12
7. 計画の推進体制	49
（別紙）	
「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとの「脆弱性の評価」、 「推進方針」	

1. 島原市国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広範囲で強い揺れと大きな津波が観測され、人命や家屋等に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であり、その自然の猛威のすさまじさは国内、国外問わず大きな衝撃を与え、現在も国家の総力をあげた復興への取り組みが進められております。大規模地震に関しては、今後、首都直下地震や南海トラフ地震等により深刻な被害が発生することも懸念されております。

本市では、平成 2 年（1990 年）11 月、198 年ぶりに雲仙普賢岳の噴火が始まり、翌年 6 月 3 日には多くの死者・行方不明者を出す大火砕流惨事が発生しました。火砕流や土石流により、一時は本市存亡の危機に直面した時期もありましたが、国・県をはじめ全国から多くの皆様の温かいご支援を支えに、市民皆様の「ふるさと島原を蘇らせた」という強い思いが行政と一体となって、今日の復興を成し遂げることができました。

我が国は、極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで繰り返し尊い人命や財産が失われ、様々な対策が講じられてきましたが、昨今の人口減少や高齢化をはじめとする社会や産業構造の変化、インフラの老朽化、温暖化による気候変動など、防災・減災施策を取り巻く環境は様々に変わりつつあります。こうした状況を踏まえ、人命保護や行政機能の維持、財産被害の最小化などを図るため、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、事前予防、平時の備えを含む防災対策の一層の充実強化が必要となってまいります。

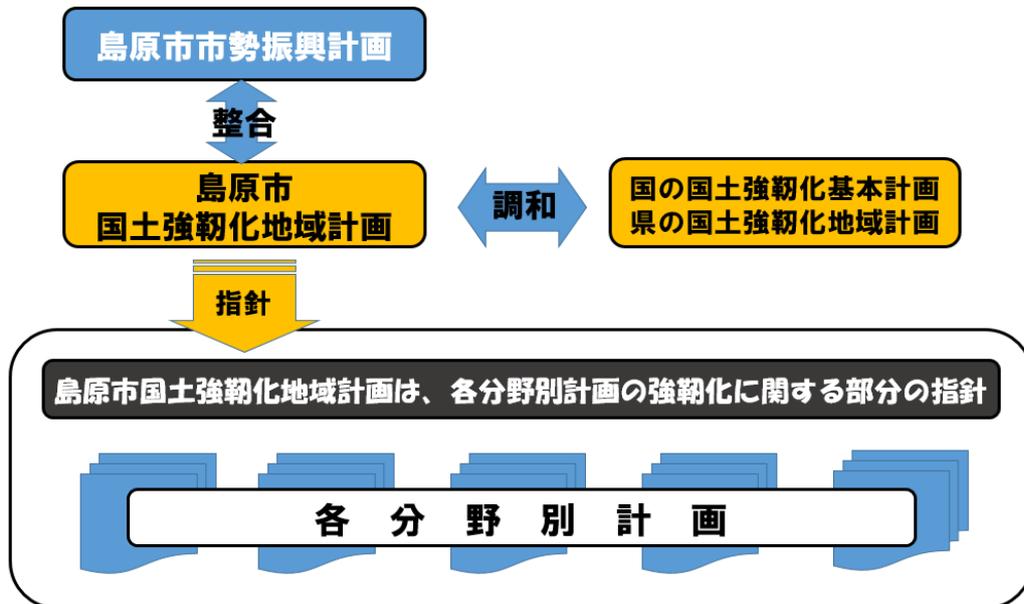
今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要であることから、平成 25 年（2013 年）12 月 11 日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行されました。

島原市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、島原市国土強靱化地域計画を策定いたします。

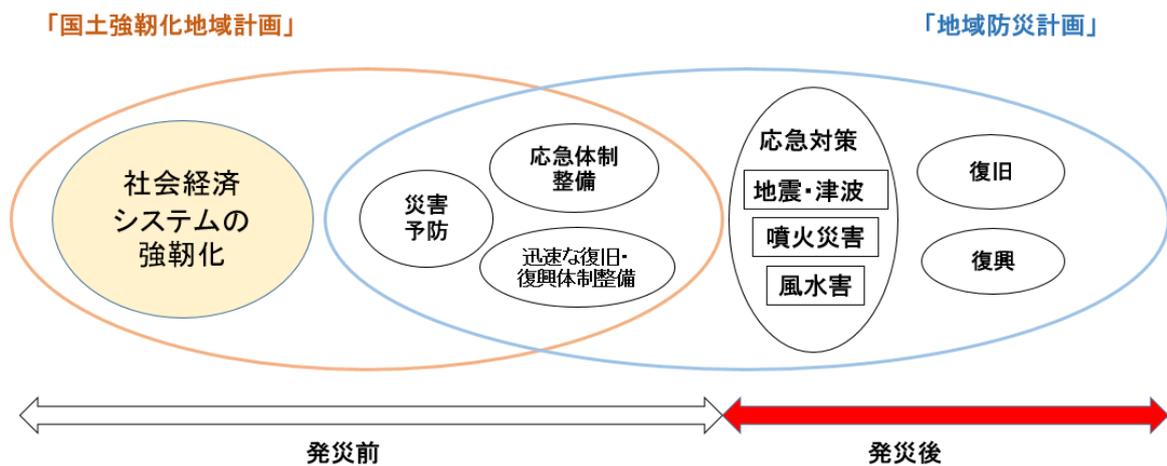
2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、本市における国土強靱化に関し、「第7次島原市市勢振興計画」との整合性を図りながら、「島原市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針として位置づけます。



【島原市地域防災計画との関係】



3. 島原市の地域特性、想定される大規模自然災害

島原市国土強靱化地域計画を策定するにあたっては、島原市が有する地勢、気象条件、想定される自然災害（これまで島原市に被害をもたらした自然災害）等の地域特性を踏まえてリスクシナリオの設定や課題の検討、推進方針の検討などを行い、島原市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要であります。

（島原市の地勢）

本市の中央部には標高 818.7mの眉山がそびえ、その西部には雲仙岳がそびえています。南部はやや丘陵地となっていますが、北部・東部は緩やかなスロープをなし、田園集落や市街地が発達しています。

また、本市には大きな河川は見られないものの、平成新山等に育まれた地下水を源とする水無川、中尾川、湯江川など多数の河川が流れており、良好な農作地帯を形成しています。特に、地下の地層帯が良好な帯水層となっているため、市内の各所で豊富な湧水が見られる特徴があります。

（島原市の気候）

気候は、年間降水量は 1,816mm、年平均気温は 17.7℃、年間日照時間 2,023.5 時間であり、比較的温暖多雨に恵まれた気象条件にあります。

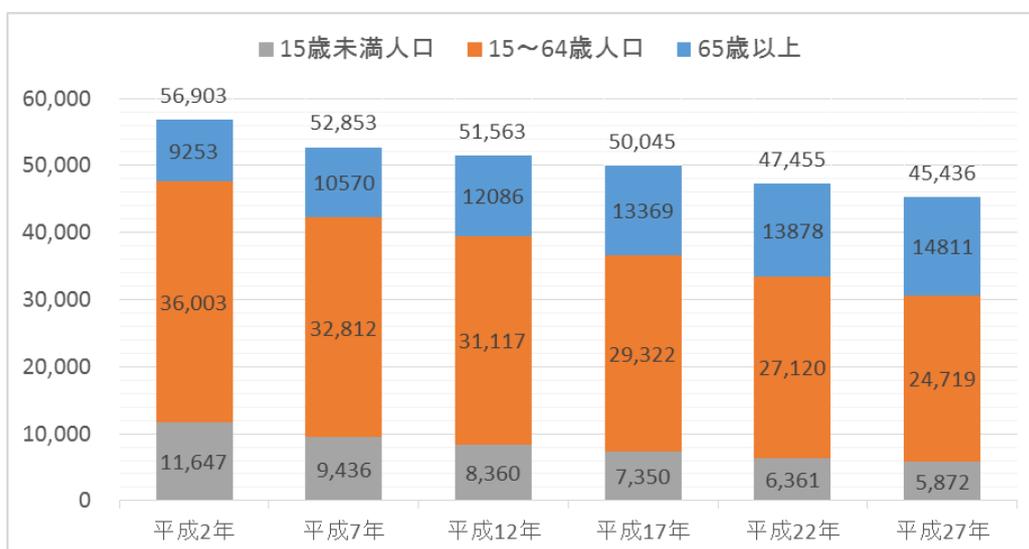
（島原市の地形）

市域の南西に島原半島の最高峰平成新山が位置し、ここを頂点に北東方向に緩やかな傾斜状の扇状地地形をなして東の有明海に至り、中心市街地を形成する低地は、市域の南東に位置し、沿岸に沿って南北に広がっています。

市域の中央部にある眉山の南東斜面には、島原大變の大規模崩落跡が今なお残っており、崩落下の海域には崩落物で誕生した九十九島と呼ばれるほど無数の島々があり、風光明媚な景観を形成しています。

（島原市の人口）

平成 27 年（2015 年）の国勢調査による本市の総人口は 45,436 人で、市内全域において人口減少が見られ、少子高齢化も進展している。人口減少、高齢化の進行は、地域コミュニティの希薄化、地域防災力の低下に繋がる恐れがあります。



(島原市において想定される大規模自然災害)

<風水害>

本市における昭和時代以降の風水害としては、昭和32年(1957年)7月の諫早豪雨災害が最も被災規模の大きかった風水害であります。この災害では、市内で死者12名、行方不明者1名等の人的被害をはじめ、住宅の全半壊、床上・床下浸水が5,700棟など大きな被害となりました。

最近では、平成3年(1991年)9月の台風19号や平成5年(1993年)8月の島原半島と県北部の大雨により、比較的規模が大きな災害が発生しています。

[過去の被災事例]

■本市の風水害

年月	風水害の状況
昭和32年7月 (1957年) 【諫早豪雨】	7月24日夜から26日にかけて雷を伴った記録的な豪雨をもたらし、島原では25日10時から24時間で765.2mmの降水量を記録した。 島原市では、死者12名、行方不明者1名、負傷者1名、住家全壊14棟、住家半壊17棟、住家流失30棟、床上浸水2,500棟、床下浸水3,254棟、道路損壊115件、橋梁流失31件、堤防決壊41件、山がけ崩れ20件の被害が発生した。
昭和47年7月 (1972年) 【昭和47年7月豪雨】	7月3日から6日にかけて西日本で局地的に大雨となり、各地で大きな被害が発生した。 また、7月9日から11日にかけては台風第7号、第8号の影響も加わって、梅雨前線の活動を一層活発にした。 島原半島での被害は前半が多かったと考えられるが、県内被害は、前半で死者3名、重軽傷者6名、全壊家屋2棟、床上浸水89棟、床下浸水988棟、橋梁流失15件、堤防決壊14件、道路損壊12件。後半で死者2名、重軽傷者10名、全壊家屋12棟、床上浸水366棟、床下浸水1,284棟、橋梁流失1件、堤防決壊3件、道路損壊102件の被害が発生した。
昭和63年5月 (1988年)	5月3日に前線の通過による集中豪雨により、1時間降水量で117mm、24時間降水量で445mmを記録し、大手川が氾濫したことにより、市街地を中心に被害が発生した(被害額約10億円)。
平成3年9月 (1991年) 【平成3年台風19号】	9月27日、大型で非常に強い勢力(中心気圧940hPa、中心付近の最大風速50m/s、風速25m/s以上の暴風域の半径300km)が長崎県に上陸した。 県内被害は死者5名、負傷者257名、住家全壊158棟、住家半壊2453棟、床上浸水61棟、床下浸水138棟、道路損壊、159件の被害が発生した。
平成5年8月 (1993年) 【島原半島と県北部の大雨】	8月16日から20日にかけて、停滞前線が九州付近に停滞、17日は長崎地方北部で、19日は県内ほぼ全域で日降水量が100mmを超えた。 普賢岳の麓の水無川で土石流が発生し、また、20日早朝、島原市の眉山と水無川、中尾川流域で相次いで土石流が発生した。眉山の土石流は萩が丘一丁目の市営住宅などを襲い、さらに繁華街に通じる市道に直径50cm大の石や流木が散乱した。住家・非住家合わせた被害数は、萩が丘地区を中心に約200棟に上り、床下浸水が多かった。

(資料:長崎地方気象台HP「長崎の災害一覧」参照)

<地震災害>

長崎県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域でありましたが、平成 28 年（2016 年）4 月、マグニチュード 7.3 を記録した熊本地震により島原半島においても震度 5 強から震度 4 の揺れを観測、本市においても庁舎が損壊するなど被害が発生しました。全国どこにおいても地震は発生するという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となりました。

活断層に関しては、平成 14～16 年度（2002～2004 年度）に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されており、陸域及び海底において確認された雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の 3 断層帯に区分し、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として区分しています。

長崎県内における主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺であり、寛政 4 年（1792 年）5 月の島原半島付近のマグニチュード 6.4 の地震では、この地震が引き金となって古い溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊し、有明海にまで達し大津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼしました。大正 11 年（1922 年）年 12 月の島原半島付近のマグニチュード 6.9、6.5 の地震では、島原半島南部や西部を中心に合わせて死者 26 人など大きな被害が生じました。

■長崎県における過去 10 年間の震度別地震回数

長崎県	震度 1	震度 2	震度 3	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7	合計
平成 22 年	9	6	0	0	0	0	0	0	0	15
平成 23 年	18	5	1	0	0	0	0	0	0	24
平成 24 年	11	5	1	0	0	0	0	0	0	17
平成 25 年	11	1	0	0	0	0	0	0	0	12
平成 26 年	7	3	1	0	0	0	0	0	0	11
平成 27 年	14	6	1	0	0	0	0	0	0	21
平成 28 年	253	83	21	5	1	1	0	0	0	364
平成 29 年	26	9	4	1	0	0	0	0	0	40
平成 30 年	24	6	0	0	0	0	0	0	0	30
令和 元年	14	5	4	0	0	0	0	0	0	23
合 計	387	129	33	6	1	1	0	0	0	557

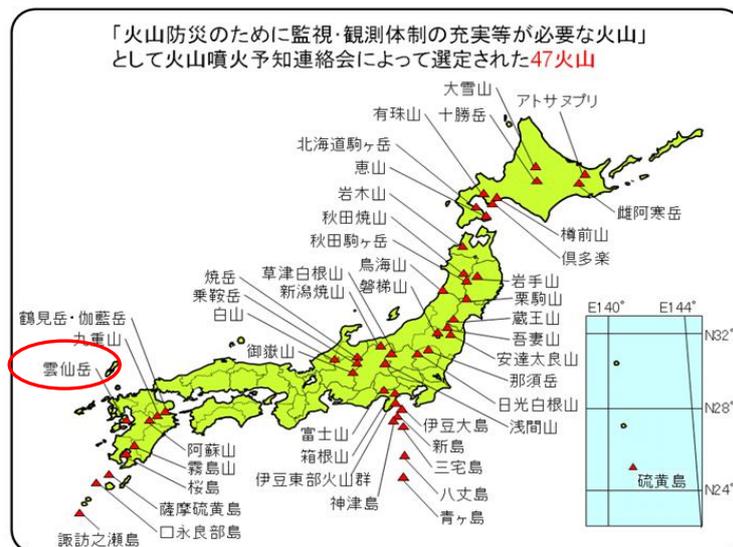
※ 資料編 1-1 長崎県における主な被害地震

■過去の災害

年月日	地震災害の状況
寛政4年4月 (1792年)	強い地震群が発生し、島原・小浜・森山で大きな被害が出た。安徳・六ツ木・鉄砲町等に地割れ、眉山が200m崩壊する。
寛政4年5月21日 (1792年)	2回の強い地震で眉山が大崩壊し、大量の土砂が有明海に落ち込み、最大波高10mの津波が島原半島17ヵ村及び肥後、天草を襲い、約1万5千人が死亡し、有史以後、日本最大の火山災害となった。「島原大変肥後迷惑」
寛政4年6月～8月 (1792年)	強い地震で眉山の崩壊は継続し、中木場・安徳で地割れ、又各地で湧水、泥土が発生し、白土湖ができた。普賢神社前が噴火し、火山礫、火山岩塊を噴出、北千本木まで灰が降った。
大正11年12月 (1922年)	2回の地震が発生(M6.9、M6.5)し、1回目は北有馬を中心として23人、2回目は小浜村で4人、計27人の死者を出した。「島原地震」
平成28年4月 (2016年)	マグニチュード7.3を記録した熊本地震により島原半島においても震度5強から震度4の揺れを観測、本市においても庁舎が損壊するなど被害が発生した。

<火山災害>

本市は、活動火山である雲仙岳の火山活動により各種災害が発生し、過去多くの被害が発生しています。大きな被害が発生した火山災害は、寛政4年(1792年)5月に発生した「島原大変肥後迷惑」と言われる眉山崩壊に伴う津波災害、平成3年(1991年)6月に発生した大規模火砕流による人的被害、建物被害であります。特に、近年では平成2年(1990年)11月の噴火以降、土石流、火砕流が頻発し、市災害警戒本部、市災害対策本部の設置は平成8年(1996年)7月まで長期に渡りました。



「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」 出典：気象庁HP

※雲仙岳は火山噴火予知連絡会によって、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として選定されています。

■過去の災害

年月日	火山活動等の状況
寛文3年 ～寛文4年春 (1791～1792年)	九十九島池で噴火、溶岩が流出（古焼溶岩）した。翌年、九十九島池から熱鉱水が出水し、水無川に沿って安徳川原へ氾濫した（家屋流出、死者30人余）。
平成2年～ 平成8年 (1990～1996年)	平成2年（1990年）11月17日に九十九島火口、地獄跡火口から噴火、平成3年（1991年）2月12日に屏風岩火口から噴火、同年3月29日に九十九島、地獄跡、屏風岩の三火口から同時に噴火し、以降噴火の間隔が短くなる。 平成3年5月20日地獄跡火口に溶岩塊（溶岩ドーム）出現、その後頻りに火砕流が発生。同年6月3日に大規模火砕流が発生し、死者及び行方不明者43名、負傷者9名、建物損壊179戸の被害を出した。それ以降は、火砕流や土石流が頻りに発生したが、平成7年（1995年）春には噴火活動がほぼ停止し、平成8年（1996年）5月20日に溶岩ドームが平成新山と命名された。



雲仙岳噴火災害

＜高潮＞

本市における高潮災害としては、最近において平成24年（2012年）9月に台風16号の通過に伴い発生し、人的被害は無かったものの、床上浸水69棟、床下浸水188棟をはじめ水産施設、農業施設、商工業関連施設等で被害が発生しました。

■過去の災害

年月日	高潮災害の状況
平成13年8月 (2001年)	台風11号の接近に伴い沿岸付近が高潮で最大40cm冠水。元船津、津町、有馬船津、湊新地及び霊南二丁目の住宅36棟に床下浸水の被害が発生。
平成13年9月 (2001年)	高潮により最大43cm冠水。32棟が床下浸水被害。浸水箇所は鉄道より沿岸側で3箇所、国道と鉄道間で7箇所。浸水被害区域は約5,300m ² 。
平成24年9月 (2012年)	台風16号の接近に伴い霊南二丁目、有馬船津町、津町、高島二丁目等の沿岸部が高潮により最大115cm冠水。床上浸水は、津町28棟、浦田二丁目12棟、有馬船津町10棟、元船津町9棟等で69棟、床下浸水は、津町51棟、霊南二丁目32棟、有馬船津町29棟、白土桃山二丁目20棟、高島二丁目19棟等で188棟が浸水し、水産施設、農業施設、商工業関連施設を中心に被害が発生。

4. 島原市国土強靱化地域計画の基本的考え方

(基本的な姿勢)

島原市の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共土木施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要であります。国及び長崎県と連携し、インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進等といった「ソフト面」の両輪で取組を進めます。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定期間と費用を要するハード対策と整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指します。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所や集落等で協力して救出活動や避難誘導を行う仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努めます。

島原市の強靱化に当たっては、国や県、他市町、民間事業者等と一体となって推進していくことが重要であることから、連携・協力しながら強靱化を推進します。

(想定するリスク)

島原市に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられますが、これまで本市において被害が発生した災害や、国基本計画及び県地域計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本地域計画が想定するリスクは島原市において想定される大規模自然災害全般とします。

(目標)

島原市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、推進方策の検討を行うことが重要であります。大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び本市の特性、国の基本計画が定める目標及び県の地域計画が定める目標を勘案し、4つの基本目標、9つの事前に備えるべき目標を設定します。

[基本目標]

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

[事前に備えるべき目標]

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ⑨大規模自然災害が発生したとしても、半島の孤立地域の発生を回避する

[リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）]

脆弱性の分析・評価、課題の検討、対応方策の検討をおこなうにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。国の基本計画及び長崎県の地域計画に定めるリスクシナリオに即しつつ、本市の特性に応じた事態を見据えるため、火山災害（雲仙普賢岳）、溶岩ドーム崩壊や半島における孤立地域の発生という事態を設定します。

島原市が想定する基本目標、事前に備える目標、リスクシナリオ

基本目標	事前に備えるべき目標	番号	リスクシナリオ	
①人命の保護が最大限図られること ②本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		1-5	土砂災害・火山災害(雲仙岳)・溶岩ドーム崩壊等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止	
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生	
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	島原市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止及び食料等の安定供給の停滞	
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-2	上水道や汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-4		ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
7-5		有害物質の大規模拡散による被害の拡大		
7-6		農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
7-7		風評被害等による経済等への甚大な影響		
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
9	大規模自然災害が発生したとしても、半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	半島のインフラ損壊による孤立地域の発生	

5. 脆弱性の分析、評価、課題の検討

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用しました。

脆弱性の分析、評価、課題の検討結果については、別紙に示します。

6. リスクシナリオ毎の推進方針

リスクシナリオ毎の推進方針については次のとおりであります。

※同様の施策においては【再掲】と表記しております。

※推進方針については主な取組を記載しております。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生

(地域防災力の強化)

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するために、自主防災会をはじめとする地域防災の取組について検討する。(市民安全課)

(避難道路)

- 有事の際には、避難道路としても活用できるように、島原鉄道の廃線跡地について自転車歩行者専用道路としての整備を検討する。(道路課)

(沿線沿道建物・交通施設の耐震化)

- 港湾・鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線沿道建物の耐震化について、耐震診断、耐震改修計画の作成の支援ができるように検討していく。(政策企画課・都市整備課・道路課)

(狭あい道路の整備)

- 緊急車両が入れない密集市街地等の道路の整備については、災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路整備等促進事業を引き続き事業を行っていく。(都市整備課)

(無電柱化)

- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に努める。(道路課)

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物については、倒壊などによる被害軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化(住宅・建築物安全ストック形成事業)を推進する。(都市整備課)

(学校施設・市有建築物の耐震化)

- 公立特例保育施設、児童厚生施設については、公共施設等総合管理計画(個別施設計画)に基づき施設廃止までは、修繕等行いながら耐震化対策を推進する。(こども課)

- 私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立子育て支援のための拠点施設、私立放課後児童健全事業実施施設等については、国・県・市の補助制度による財源支援について周知を図り、老朽化改築・大規模修繕等と併せて耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進するとともに、国・県に対し耐震化工事等に係る国庫・県費補助の充実について要望を行う。（こども課）
- 公民館等や図書館、文化会館等については、県と連携して耐震化の国庫補助制度を要請する。県と連携して非構造部材の耐震化も含めた耐震化を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。（社会教育課）
- 公共施設等総合管理計画（個別施設計画）に基づき校舎非構造部材の耐震化を年次計画で推進する。（教育総務課）

（学校施設等のバリアフリー化）

- 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、トイレの洋式化を順次進めることとし、夏季冬季の利用及び本市特有の降灰対策として、エアコンの更新を年次計画的に推進する。（教育総務課）
- 公民館や図書館、文化会館等は、高齢者や障害者を含む多様な地域住民が日常的に利用され、また公民館については災害発生時には避難所として利用されることもある。そのため施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努めているが、未対応の施設については、国庫補助制度を活用しながらバリアフリー化の推進に努める。（社会教育課）

（文化財施設の耐震化等）

- 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を県や国に対して要望する。（社会教育課）
- 利用者のための避難経路やサイン（外国語含む）の整備に対しての助成を県や国に対して要望する。（社会教育課）

（帰宅困難者対策）

- 避難所等の活用を図りながら、帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。（市民安全課）

（公園整備）

- 避難地や延焼防止の緩衝帯としての公園緑地整備を検討する。（都市整備課）

（空き家対策）

- 空き家の維持管理や活用、解体除却については、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策（空き家対策総合支援事業、空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】）、相談体制の整備を行う。（政策企画課・都市整備課）

重要業績指標 (KPI)
<p><地域防災力の強化></p> <p>■【市民安全課】自主防災組織の再編（全 226 町内会・自治会中） 54 町内会・自治会（R1） → 180 町内会・自治会（R6）</p> <p><道路の整備></p> <p>■【都市整備課】狭あい道路の延長距離/計画距離：21%（R2） → 40%（R5）</p> <p><耐震化></p> <p>■【都市整備課】住宅の耐震化率 81%（H25） → 90%（R4）</p> <p>■【都市整備課】学校、病院、店舗等多数の者が利用する建築物の耐震化率 85%（H30）→95%（R4）</p> <p>■【こども課】私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立放課後児童健全事業 実施施設等の耐震化率：76.8%（R1） → 80.0%（R6）</p> <p>■【教育総務課】非構造部材耐震化済校数：1 校（R1） → 7 校（R8）</p> <p><学校施設などのバリアフリー></p> <p>■【教育総務課】エアコン更新校数：3 校（R1） → 14 校（R8）</p> <p>■【教育総務課】洋式便座基数：240 基（R1） → 358 基（R8）</p> <p><空き家対策></p> <p>■【政策企画課】空き家バンク登録件数（累計）：15 件（H30） → 90 件（R6）</p> <p>■【政策企画課】お試し住宅利用件数：0 件（H30） → 10 件（R6）</p>
事業・施策等
<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織の再編 ◆自転車歩行者専用道路整備事業 ◆島原市狭あい道路整備等促進事業 ◆無電柱化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 251 号電線共同溝事業 ・官民連携無電柱化支援事業 ・東城内線ほか電線共同溝事業 ◆島原市耐震・安心住まいづくり支援事業 ◆島原市建築物耐震化事業 ◆島原市大規模建築物耐震診断等事業 ◆島原市危険ブロック塀等除去支援事業 ◆保育所等における施設整備事業 ◆放課後児童健全育成事業所の施設整備事業 ◆地震防災対策事業 ◆学校施設環境改善交付金 ◆公園整備事業 ◆防災公園整備事業 ◆公園施設長寿命化計画 ◆移住・定住促進事業 ◆空き家対策総合支援事業 ◆島原市老朽危険空家除却支援事業

1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(住宅・建築物の耐震化)【再掲】

○住宅・建築物については、倒壊などによる被害軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。（都市整備課）

(学校施設・市有建築物の耐震化)【再掲】

- 公立特例保育施設、児童厚生施設については、公共施設等総合管理計画（個別施設計画）に基づき施設廃止までは、修繕等行いながら耐震化対策を推進する。（こども課）
- 私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立子育て支援のための拠点施設、私立放課後児童健全事業実施施設等については、国・県・市の補助制度による財源支援について周知を図り、老朽化改築・大規模修繕等と併せて耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進するとともに、国・県に対し耐震化工事等に係る国庫・県費補助の充実について要望を行う。（こども課）
- 公民館等や図書館、文化会館等については、県と連携して耐震化の国庫補助制度を要請する。県と連携して非構造部材の耐震化も含めた耐震化を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。（社会教育課）
- 公共施設等総合管理計画（個別施設計画）に基づき校舎非構造部材の耐震化を年次計画で推進する。（教育総務課）

(学校施設等のバリアフリー化)【再掲】

- 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、トイレの洋式化を順次進めることとし、夏季冬季の利用及び本市特有の降灰対策として、エアコンの更新を年次計画的に推進する。（教育総務課）
- 公民館や図書館、文化会館等は、高齢者や障害者を含む多様な地域住民が日常的に利用され、また公民館については災害発生時には避難所として利用されることもある。そのため施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努めているが、未対応の施設については、国庫補助制度を活用しながらバリアフリー化の推進に努める。（社会教育課）

(文化財施設の耐震化等)【再掲】

- 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を県や国に対して要望する。（社会教育課）
- 利用者のための避難経路やサイン(外国語含む)の整備に対しての助成を県や国に対して要望する。（社会教育課）

(観光施設の災害対応力の強化)

○観光施設等における利用者の安全確保のため、避難方法の検討や耐震対策を推進するとともに施設管理者に働きかける。(しまばら観光おもてなし課)

重要業績指標 (KPI)

<耐震化>

■【都市整備課】住宅の耐震化率 81% (H25) → 90% (R4)

■【都市整備課】学校、病院、店舗等多数の者が利用する建築物の耐震化率
85% (H30)→95% (R4)

■【こども課】私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立放課後児童健全事業
実施施設等の耐震化率：76.8% (R1) → 80.0% (R6)

■【教育総務課】非構造部材耐震化済校数：1校 (R1) → 7校 (R8)

<学校施設などのバリアフリー>

■【教育総務課】エアコン更新校数：3校 (R1) → 14校 (R8)

■【教育総務課】洋式便座基数：240基 (R1) → 358基 (R8)

事業・施策等

- ◆島原市耐震・安心住まいづくり支援事業
- ◆島原市建築物耐震化事業
- ◆島原市大規模建築物耐震診断等事業
- ◆島原市危険ブロック塀等除却支援事業
- ◆保育所等における施設整備事業
- ◆放課後児童健全育成事業所の施設整備事業
- ◆地震防災対策事業
- ◆学校施設環境改善交付金

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(住宅・建築物の耐震化)【再掲】

○大規模津波等が発生した際に避難所等となりえる市が所有する建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修により耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。（都市整備課）

(広域・多機能避難所の整備)

○大規模津波等の災害で多数の死傷者が出た場合、初期の対応（身元確認・検視・安置等）に場所や施設等が不足することから2次的な避難所として、また、他市からの避難者の受入れの為に広域的な避難所並びに大規模災害時に多数の遺体が発生した場合の遺体安置所として、島原市霊丘公園体育館、弓道場並びに霊丘公園一帯を広域・多機能避難所として整備を推進する。（市民安全課）

(海岸防波堤の整備及び施設の老朽化)

○各沿岸における海岸堤防等の整備を計画的かつ着実に推進する。また、老朽化が進んだ施設については老朽化対策を推進する。（農林水産課・道路課・都市整備課）

(ハザードマップの作成)

○津波や土砂災害等の大規模自然災害に備え、県などの関係機関と連携しながら、総合的なハザードマップの作成を進める。（市民安全課）

(津波避難対策の推進)

○津波からの非難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所としての公園緑地整備、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を推進する。（市民安全課・道路課・都市整備課・教育総務課・社会教育課）

(海岸堤防等の老朽化対策)

○海岸堤防開口部において、海岸堤防の老朽化点検を行い、開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良を行う。（農林水産課）
○海岸堤防の開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良など対策を推進する。（道路課）

(海岸防災林の整備)

○港島地区における海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備については関係機関と協議し進める。（農林水産課）

重要業績指標 (KPI)
<p><耐震化></p> <p>■【都市整備課】学校、公共施設等市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化率 85% (H30) → 95% (R4)</p> <p><道路の整備></p> <p>■【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9% (R1) → 53.2% (R6)</p> <p>■【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)</p>
事業・施策等
<ul style="list-style-type: none"> ◆島原市建築物耐震化事業 ◆緊急防災・減災事業債 ◆海岸保全施設整備事業 ◆社会資本整備総合交付金 ◆都市計画道路整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・霊南山ノ神線 ・新山本町線 ・親和町湊広場線 ・安德新山線 ◆地域高規格道路整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・島原道路（出平有明バイパス） ・島原道路（有明瑞穂バイパス） ◆道路事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道礪石原松尾町停車場線（西工区） ・一般県道礪石原松尾町停車場線（大手原工区） ・道路メンテナンス事業 （橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等） ・堀町縦線整備事業 ・橋梁耐震化事業 ・自然災害防止対策事業 ◆海岸保全施設整備事業 ◆湊島地区海岸防災林造成事業（県事業）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(浸水対策)

○冠水防除施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留施設等の排水施設の整備、既設護岸嵩上等を着実に推進する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。(道路課・都市整備課)

(埋立・ポンプ施設の整備)

○大雨高潮時に浸水する地域における浸水対策について、埋立及びポンプ施設の整備完了に向けて計画的かつ着実に進める。(道路課・都市整備課)

(防災体制の整備・人材育成)

○防災部局や各対策部の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて人材育成を推進する。(市民安全課)

重要業績指標 (KPI)

<冠水路線の解消> 【再掲】

■【道路課・都市整備課】市道冠水路線数：6路線 (R1) → 0路線 (R4)

事業・施策等

- ◆新田排水ポンプ整備事業
- ◆船津地区高潮対策事業 (排水ポンプ)
- ◆音無川都市下水路浸水対策事業 (護岸嵩上)
- ◆湯江川総合流域防災事業
- ◆広馬場下公有水面埋立事業
- ◆港湾整備事業
 - ・島原港改修事業

1-5 土砂災害（眉山崩壊含む）・火山災害（雲仙岳）・溶岩ドーム崩壊等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（砂防事業の推進）

○土砂災害が発生するおそれのある危険箇所については、砂防事業等のハード対策の着実な推進に努める。（道路課）

（警戒避難体制の強化・強固な情報収集や伝達体制の構築）

○土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、土砂災害警戒区域付近住民等に、ハザードマップの作成、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。また、土砂災害防止法による特定開発行為の抑制を行い、危険な地域への居住を制限する。あわせて、雲仙岳火山防災協議会や雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会等との関係各機関の連携を強化し、強固な情報収集、伝達体制を構築する。（市民安全課）

（治山施設の整備・森林整備）

○ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策及びハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。（農林水産課）

○森林整備については、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮による自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。（農林水産課）

（雲仙・普賢岳噴火等への警戒と対策）

○雲仙普賢岳噴火等への警戒と対策）火山噴火等災害に対応するために、噴火による影響を受ける施設等に対して地域防災計画に避難促進施設として指定し、施設管理者について施設利用者等の安全確保のために避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を義務づけ、本市においても計画作成や避難訓練の指導等を行う予定である。今後、国、県からの支援を受けつつ、噴火災害時の住民の安全な避難ができる体制を構築する。（市民安全課）

○火山災害は長期にわたる多方面への影響が懸念され、噴火等への適切な警戒、注視を行っていく必要がある、雲仙復興事務所や眉山治山事業所等との協力体制をさらに強化し、雲仙岳火山防災協議会（平成27年1月設置）や雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策委員会等専門的知見を入れながら雲仙岳噴火等の対策を進めていく。（市民安全課）

事業・施策等

◆土砂災害防止事業

- ・長崎南圏域砂防施設等緊急改築事業
- ・長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業
- ・長崎南圏域総合流域防災事業（基礎調査）
- ・長崎南圏域総合流域防災事業（砂防事業等）
- ・急傾斜地崩壊対策事業

◆火山災害の避難促進施設の避難確保計画作成支援事業（高野小・三会小長貫分校）

◆農村地域防災減災事業

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報伝達手段の整備)

○防災行政無線のデジタル化の推進、旅行者（外国人を含めた）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。（市民安全課・しまばら観光おもてなし課）

(河川情報監視システムの高度化の推進)

○河川（都市下水路）情報監視システムについて、民間通信網を活用した通信経路の冗長化と最新仕様の活用による通信の高速化を着実に推進する。（道路課・都市整備課）

(人材育成・災害の伝承)

○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて防災部局の人材育成を推進する。（市民安全課）
○過去に経験した災害から得られた教訓（災害教訓）を家庭や地域で伝承し、今後の防災対策に活かす方策を推進する。（市民安全課）

事業・施策等

- ◆緊急防災減災事業債
- ◆音無川都市下水路監視システム更新
- ◆排水ポンプ監視システム整備事業（新田町、津町）
- ◆長崎南圏域総合流域防災事業（情報基盤）
- ◆長崎南圏域総合流域防災事業（砂防事業等）

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止

(耐震強化岸壁の整備・輸送ルートの確保)

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災、耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(市民安全課・農林水産課・道路課・都市整備課)

(輸送経路啓開の体制整備)

- 発災後に迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を着実に推進する。(道路課)

(水道施設の耐震化)

- 平成30年度～令和5年度の6年計画で上の原浄水場・安中配水池耐震化事業を、引き続き長崎県生活基盤施設耐震化交付金事業として行う。その他の施設については、アセットマネジメントによる施設更新計画により、計画的に更新を行う。(水道課)

(地下水源の対策)

- 本市水道事業の水源地・浄水場・配水池の全施設にWEB監視システムを導入する。熊本地震時に濁水が発生した折橋・森岳の2箇所については、水源取水ポンプの緊急停止装置を設置する。(水道課)

(ガス管などの耐震化)

- 耐食性・耐震性に優れたガス管等への取換えについては、必要に応じて国庫補助制度等も活用しながら大規模改造や長寿命化工事等の実施にあわせて取り組む。(教育総務課・社会教育課)

(備蓄体制の強化)

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の耐震化や災害時の連絡体制等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。(市民安全課)
- 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。(市民安全課)

(物資供給体制等の構築)

○民間物流施設の活用や物資供給事業者の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結のほか、円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講じなければならない。また、防災担当者に支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応を高めていく必要がある。加えて、被災地の状況に合わせてプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ対応手順等検討を進める。(大規模災害時の広域的支援において、被災地からの要請により動くプル型支援に加えて、支援する側が必要性を判断して独自に動くプッシュ型支援が求められる)(市民安全課)

重要業績指標 (KPI)

<輸送ルートの確保>

■【道路課・都市整備課】道路改良率 52.9% (R1) → 53.2% (R6)

■【都市整備課】都市計画道路整備率 83.1% (R1) → 85.8% (R6)

<水道施設の耐震化>

■【水道課】上の原浄水場・安中配水池耐震化事業進捗率: 0% (H29) → 100% (R5)

■【水道課】水道施設耐震化率: 34.8% (H30) → 43.5% (R5)

<地下資源の対策>

■【水道課】WEB監視装置設置率: 66.7% (H30) → 100% (R5)

<備蓄体制の強化>

■【市民安全課】アルファ化米の備蓄 77.9% (R1) → 100% (R2)

■【市民安全課】長期保存水の備蓄 79.7% (R1) → 100% (R2)

事業・施策等

◆都市計画道路整備事業

- ・霊南山ノ神線
- ・新山本町線
- ・親和町湊広場線
- ・安德新山線

◆地域高規格道路整備事業

- ・島原道路(出平有明バイパス)
- ・島原道路(有明瑞穂バイパス)

◆道路事業

- ・一般県道礪石原松尾町停車場線(西工区)
- ・一般県道礪石原松尾町停車場線(大手原工区)
- ・道路メンテナンス事業
(橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等)
- ・堀町縦線整備事業
- ・橋梁耐震化事業
- ・自然災害防止対策事業

◆港湾整備事業

- ・島原港改修事業

◆上の原浄水場・安中配水池耐震化事業

◆老朽配水管更新事業

- ◆島原市地域防災計画
- ◆島原市水道事業危機管理マニュアル
- ◆学校施設環境改善交付金
- ◆コロナ対策緊急経済対策事業
- ◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業
- ◆農地整備事業

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

(避難所等の環境整備)

- 各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、既存の避難所開設・運営マニュアルの見直しを行い、市の防災訓練や自主防災会の活動による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検証するなど、平時からの取組を、説明会の開催や市広報紙等への周知文の掲載などにより支援する。(市民安全課)
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策の為ますます避難所の収容人員が減少する中、車中泊等を選択する可能性が高くなることが予想される。避難が予想される場合については、防災無線等で比較的安全で多数の避難者を収容できる避難所等の呼びかけや、高齢や障がい等により避難所での生活に特別の配慮を要する方については、市内の応援協定宿泊施設や民間施設の借上げ等により利用を促し、以後の各種サービスが行き届くようマニュアル等の策定を推進する。(市民安全課)
 - ①警察・消防、保健センターのほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。
 - ②指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。
 - ③避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高いSNS（公式TwitterやFacebook）を活用する。
- 避難所運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮し、障がい者や乳幼児・子どものいる家庭等に合わせた福祉避難所の設置、拡充に努め、飛沫感染防止にも有効なパーティション化を推進し、感染防止対策資器材の導入を促進する。またトイレに関しても不足解消や感染予防など様々なニーズに合わせてトイレカーを活用して被災者の避難所生活の負担軽減を図る。(市民安全課)
- 個別支援計画については、県内や全国の先進事例を参考に早期に課題を整理したうえで、策定に努める。(市民安全課)
- 避難所運営マニュアルにはペットに対する対応等は記載してはいるが、現状では飼育スペース等が少なく、大規模災害時のペット連れの避難者が急増した場合の対応は非常に厳しく避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発するとともに、ペットに対応できる避難所の整備に努める。(市民安全課)

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(道路の整備・治山対策)

○行政機関の機能を守る周辺対策として、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため、島原道路などの地域高規格道路をはじめ、都市計画道路、浸水想定地域の防災道路などを重点的な整備、広域農道の重点的な維持・整備、島原天草長島道路の早期実現、また、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等の着実な進捗を図る。(政策企画課・農林水産課・道路課・都市整備課)

(山間地等における代替輸送路の確保)

○山間地等における代替輸送路の情報の収集に努める。(農林水産課)

(情報伝達手段の整備)

○防災行政無線のデジタル化の推進、旅行者(外国人を含む)を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方を検討する。また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、ドローンを活用した現地偵察確認や防災情報集約システムを有効に活用し、消防等の通信基盤・災害関連情報の収集・提供、地理空間情報の活用等を推進する。(市民安全課・しまばら観光おもてなし課)

○災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する体制を強化する。(市民安全課)

(備蓄の推進・企業連携型BCPの促進)

○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による市全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの取組を促進、改善する。(市民安全課・産業政策課)

(BCPの整備)

○市内行政機関のBCP計画を適切に整備するための協議の場を設け、働きかけを行っていく。(市民安全課)

重要業績指標 (KPI)

<道路の整備>

■【道路課・都市整備課】：道路改良率 52.9% (R1) → 53.2% (R6)

■【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)

<備蓄体制の強化>

■【市民安全課】アルファ化米の備蓄 77.9% (R1) → 100% (R2)

■【市民安全課】長期保存水の備蓄 79.7% (R1) → 100% (R2)

事業・施策等

- ◆船津地区高潮対策事業（有馬船津5号線）
- ◆都市計画道路
 - ・霊南山ノ神線
 - ・新山本町線
 - ・親和町湊広場線
 - ・安徳新山線
- ◆湯江川総合流域防災事業
- ◆土砂災害防止事業
 - ・長崎南圏域砂防施設等緊急改築事業
 - ・長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業
 - ・長崎南圏域総合流域防災事業（砂防事業等）
 - ・急傾斜地崩壊対策事業
- ◆域高規格道路整備事業
 - ・島原道路（出平有明バイパス）
 - ・島原道路（有明瑞穂バイパス）
- ◆道路事業
 - ・一般県道礪石原松尾町停車場線（西工区）
 - ・一般県道礪石原松尾町停車場線（大手原工区）
 - ・道路メンテナンス事業
（橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等）
 - ・堀町縦線整備事業
- ◆梁耐震化事業
- ◆自然災害防止対策事業
- ◆港湾整備事業
 - ・島原港改修事業
- ◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業
- ◆農地整備事業
- ◆緊急防災減災事業債
- ◆コロナ対策緊急経済対策事業

2-4 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

(災害対応力体制の強化)

- 消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化を図る。(市民安全課)
- 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。(市民安全課)

(情報伝達手段の整備)

- 消防救急無線のデジタル化等情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。(市民安全課)

事業・施策等

◆緊急防災減災事業債

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療関係機関との連携強化)

- 大規模災害において大量に発生する負傷者等の応急処置、搬送、治療能力を上回る恐れがあることから、各医師会等との連携の強化を推進する。(市民安全課・福祉課)

(福祉関係機関との連携強化)

- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援がおこなえるよう、平成27年に、島原地区老人福祉施設協議会と「福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した。引き続き連携強化を推進する。(福祉課)

(道路の整備・支援物資の物流確保)

- 災害派遣医療チーム(DMAT)が災害拠点病院等に到達できるよう、また、インフラ被災などでエネルギーの途絶を回避するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため、島原道路などの地域高規格道路をはじめ、都市計画道路、浸水想定地域の防災道路などを重点的な整備、広域農道の重点的な維持・整備、島原天草長島道路の早期実現、また、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。(政策企画課・農林水産課・道路課・都市整備課)

重要業績指標 (KPI)

<道路の整備>

- 【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9% (R1) → 53.2% (R6)
- 【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)

事業・施策等
<ul style="list-style-type: none"> ◆医療関係機関と協定締結 ◆福祉関係機関と協定締結 ◆都市計画道路整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・霊南山ノ神線 ・新山本町線 ・親和町湊広場線 ・安德新山線 ◆湯江川総合流域防災事業 ◆土砂災害防止事業 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎南圏域砂防施設等緊急改築事業 ・長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ・長崎南圏域総合流域防災事業（砂防事業等） ◆地域高規格道路整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・島原道路（出平有明バイパス） ・島原道路（有明瑞穂バイパス） ◆道路事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道礪石原松尾町停車場線（西工区） ・一般県道礪石原松尾町停車場線（大手原工区） ・道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等） ・堀町縦線整備事業 ・橋梁耐震化事業 ・自然災害防止対策事業 ◆港湾整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・島原港改修事業 ◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業 ◆農地整備事業

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
<p>(予防接種の促進)</p> <p>○災害時の感染症の発生、蔓延防止のため、平時より予防接種の実施を促進する。(保険健康課)</p> <p>(害虫駆除などの体制の構築)</p> <p>○災害時の公衆衛生対策を迅速に実施できるよう、害虫駆除等を行うための体制等の構築を検討する。(環境課)</p> <p>(避難所等の整備)</p> <p>○災害時の避難所等の施設における感染予防の観点から移動ができ清潔なトイレカーを活用し、避難所等の疫病・感染症の拡大防止に努める。(市民安全課)</p>
事業・施策等
<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急防災減災事業債

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 島原市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(市業務継続計画の見直し、推進)

- 市内行政機関の機能確保はレジリエンス（強靭さ）の観点から極めて重要な意味を担うことから、市業務継続計画を適切に実行していくとともに、業務継続計画の見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化するとともに、計画を適切に整備するための協議の場を設け、働きかけを行っていく。（市民安全課）
- 被災リスクに備えた関係機関や関係団体の連携スキームの構築（救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等）を推進する。（市民安全課）

(学校施設・市有建築物の耐震化)【再掲】

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設などの耐震対策等を促進し、必要な装備資機材等の整備を図るとともに、非構造部材の耐震対策を推進する。（市民安全課・社会教育課）
- 公共施設等総合管理計画（個別施設計画）に基づき校舎非構造部材の耐震化を年次計画で推進する。（教育総務課）

(電力の確保)

- 電力供給遮断等の非常時に、避難者の受入れを行う可能性のある公民館や、文化会館、排水ポンプ等の防災拠点施設において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。（市民安全課・道路課・都市整備課・教育総務課・社会教育課）

(道路の整備)

- 行政機関の機能を守る周辺対策として、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため、島原道路などの地域高規格道路をはじめ、都市計画道路、浸水想定地域の防災道路などを重点的な整備、広域農道の重点的な維持・整備、島原天草長島道路の早期実現、また、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策等の着実な進捗を図る。（政策企画課・農林水産課・道路課・都市整備課）

(災害時の手続きの円滑化)

- 災害により被害を受けた軽自動車等のユーザーに対し、諸手続きの相談等に円滑に対応する。（税務課）
- 国が定める「災害の被害認定基準」等に基づく被害認定調査から罹災証明書の交付までの手順を整理し、人材の育成に努める。（税務課）

重要業績指標 (KPI)
<p><学校施設等の耐震化> 【再掲】</p> <p>■【教育総務課】非構造部材耐震化済校数：1校 (R1) → 13校 (R8)</p> <p><道路の整備> 【再掲】</p> <p>■【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9% (R1) → 53.2% (R6)</p> <p>■【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)</p>
事業・施策等
<ul style="list-style-type: none"> ◆耐震補強事業 ◆排水ポンプ非常用発電機設置 ◆学校施設環境改善交付金 ◆無電柱化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 251 号電線共同溝事業 ・官民連携無電柱化支援事業 ・東城内線ほか電線共同溝事業 ◆都市計画道路整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・霊南山ノ神線 ・新山本町線 ・親和町湊広場線 ・安徳新山線 ◆湯江川総合流域防災事業 ◆土砂災害防止事業 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎南圏域砂防施設等緊急改築事業 ・長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ・長崎南圏域総合流域防災事業（砂防事業等） ◆地域高規格道路整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・島原道路（出平有明バイパス） ・島原道路（有明瑞穂バイパス） ◆道路事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般県道礪石原松尾町停車場線（西工区） ・一般県道礪石原松尾町停車場線（大手原工区） ・道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等） ・堀町縦線整備事業 ・橋梁耐震化事業 ・自然災害防止対策事業 ◆港湾整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・島原港改修事業 ◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業 ◆農地整備事業 ◆罹災証明書発行

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止

(情報通信インフラの整備)

- 情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に推進する。(道路課)

(情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう防災無線、インターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備を促進する。(政策企画課・市民安全課)

事業・施策等

- ◆無電柱化事業
 - ・一般国道 251 号電線共同溝事業
 - ・官民連携無電柱化支援事業
 - ・東城内線ほか電線共同溝事業
- ◆湯江川総合流域防災事業
- ◆土砂災害防止事業
 - ・長崎南圏域砂防施設等緊急改築事業
 - ・長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業
 - ・長崎南圏域総合流域防災事業（砂防事業等）

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

(企業防災の促進)

○大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。(産業政策課)

(輸送ルートの確保)

○物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、道路の防災、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(市民安全課・農林水産課・道路課・都市整備課)

事業・施策等

◆無電柱化事業

- ・一般国道 251 号電線共同溝事業
- ・官民連携無電柱化支援事業
- ・東城内線ほか電線共同溝事業

◆都市計画道路の整備

- ・霊南山ノ神線
- ・新山本町線
- ・親和町湊広場線
- ・安德新山線

◆湯江川総合流域防災事業

◆土砂災害防止事業

- ・長崎南圏域砂防施設等緊急改築事業
- ・長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業
- ・長崎南圏域総合流域防災事業(砂防事業等)

◆地域高規格道路整備事業

- ・島原道路(出平有明バイパス)
- ・島原道路(有明瑞穂バイパス)

◆道路事業

- ・一般県道礪石原松尾町停車場線(西工区)
- ・一般県道礪石原松尾町停車場線(大手原工区)
- ・道路メンテナンス事業(橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等)

◆港湾整備事業

- ・島原港改修事業

◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業

◆農地整備事業

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(輸送経路啓開の体制整備)

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を着実に推進する。(道路課・都市整備課)

(企業等による燃料などの確保対策の促進)

- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。(産業政策課)
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。(市民安全課)

(EV・PHEV車の導入検討)

- 半島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した市民生活が維持できるよう再生可能エネルギー電気を動力源として利用できるEV・PHEV車の導入を検討する。(産業政策課)

重要業績指標 (KPI)

<道路の整備>【再掲】

- 【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9% (R1) → 53.2% (R6)
- 【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)

事業・施策等

- ◆無電柱化事業
 - ・一般国道251号電線共同溝事業
 - ・官民連携無電柱化支援事業
 - ・東城内線ほか電線共同溝事業
- ◆都市計画道路整備事業
 - ・霊南山ノ神線
 - ・新山本町線
 - ・親和町湊広場線
 - ・安德新山線
- ◆湯江川総合流域防災事業
- ◆土砂災害防止事業
 - ・長崎南圏域砂防施設等緊急改築事業
 - ・長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業
 - ・長崎南圏域総合流域防災事業(砂防事業等)
- ◆地域高規格道路整備事業
 - ・島原道路(出平有明バイパス)
 - ・島原道路(有明瑞穂バイパス)

◆道路事業

- ・一般県道礫石原松尾町停車場線（西工区）
- ・一般県道礫石原松尾町停車場線（大手原工区）
- ・道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等）
- ・堀町縦線整備事業
- ・橋梁耐震化事業
- ・自然災害防止対策事業

◆港湾整備事業

- ・島原港改修事業

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(情報伝達手段の整備・防災体制の強化)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、周辺住民の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。また、関係機関による合同訓練を実施し、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。(市民安全課)

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止及び食料等の安定供給の停滞

(道路の整備)【再掲】

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため、島原道路などの地域高規格道路をはじめ、都市計画道路、浸水想定地域の防災道路などを重点的な整備、広域農道の重点的な維持・整備、島原天草長島道路の早期実現、また、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策等の着実な進捗を図る。(政策企画課・農林水産課・道路課・都市整備課)

(道路の整備)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、橋梁の長寿命化など道路等の老朽化・耐震対策等を推進する。(農林水産課・道路課)

(物流インフラの整備)

- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、島原道路（地域高規格道路）の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現を着実に進めるとともに、災害時における複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため整備を推進する。(政策企画課・道路課)

(島原鉄道の安全輸送設備等整備について)

- 大規模自然災害が発生し、島原鉄道が寸断されたとしても、迅速な復旧復興が出来るように、島原鉄道へ平時から安全輸送設備等の栄日を働き掛けるとともに支援を行う(政策企画課)

(企業等との連携強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、市等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定等を促進する。（産業政策課）
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る運輸事業者等と連携・協力体制の構築を推進する。（政策企画課）

(生産基盤の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。（農林水産課）

(漁港の機能保全・耐震化)

- 持続的な生産流通活動ができるように、漁港の機能保全工事を適宜実施し、重要な施設については耐震化対策を推進する。（農林水産課）

重要業績指標（KPI）

<道路の整備>【再掲】

- 【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9%（R1） → 53.2%（R6）
- 【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1%（R1） → 85.8%（R6）

事業・施策等

- ◆都市計画道路整備事業
 - ・霊南山ノ神線
 - ・新山本町線
 - ・親和町湊広場線
 - ・安德新山線
- ◆地域高規格道路整備事業
 - ・島原道路（出平有明バイパス）
 - ・島原道路（有明瑞穂バイパス）
- ◆道路事業
 - ・一般県道礪石原松尾町停車場線（西工区）
 - ・一般県道礪石原松尾町停車場線（大手原工区）
 - ・道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等）
 - ・堀町縦線整備事業
 - ・橋梁耐震化事業
 - ・自然災害防止対策事業
- ◆港湾整備事業
 - ・島原港改修事業
- ◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業

- ◆農地整備事業
- ◆鉄道軌道安全輸送設備等整備事業
- ◆水産物供給基盤機能保全事業
- ◆漁港施設機能強化事業

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(港湾施設の耐震化)

○緊急物資を受入れる港湾施設の耐震化等や地震・津波対策を着実に推進する。(道路課)

(企業防災の促進・自主防災組織の強化)

○エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自主防災組織の充実強化を図る。(市民安全課)

(再生可能エネルギーの導入促進)

○エネルギー供給源の多様化のため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に基づき、本市の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。(環境課・産業政策課)

○大規模な災害に備え、国の基金事業等を活用し、避難所や防災拠点等となる公共施設や民間施設への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入について支援を行う。(産業政策課)

(EV・PHEV車の導入検討)【再掲】

○半島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した市民生活が維持できるよう再生可能エネルギー電気を動力源として利用できるEV・PHEV車の導入を検討する。(産業政策課)

事業・施策等

- ◆港湾整備事業
 - ・島原港改修事業

6-2 上水道や污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の防災対策)

○現在、毎年計画的に老朽配水管の更新事業を行っており、アセットマネジメント計画策定により長期的な管路更新計画を策定し実施する。大規模災害時には、日本水道協会長崎県支部に応援要請するなど相互応援体制が構築されており、災害発生時の応援給水や応援復旧により、早期復旧を図る。(水道課)

(都市下水路の整備)

○都市下水路の長寿命化を図るため、必要な改修・更新を実施する。(都市整備課)

(合併浄化槽の整備)

○老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進するように指導していく。また、浄化槽台帳システムの更新を行い、設置・管理状況の把握を促進する。(道路課・都市整備課)

(コミュニティプラントの整備)

○コミュニティプラントの長寿命化を図るため、必要な改修・更新を実施する。(道路課・都市整備課)

(地下水保全の強化等)

○島原半島窒素負荷低減計画に基づき地下水保全のため窒素負荷低減対策を実施する。(環境課・農林水産課)

重要業績指標 (KPI)

- 【水道課】 基幹管路耐震適合率：56.3% (H30) → 62.2% (R5)
- 【道路課】 污水处理人口普及率：45.6% (R1) → 54.5% (R6)

事業・施策等

- ◆上の原浄水場・安中配水池耐震化事業
- ◆島原市アセットマネジメント計画
- ◆島原市水道事業基本計画
- ◆晴雲団地都市下水路長寿命化事業
- ◆音無川都市下水路護岸嵩上事業
- ◆浄化槽設置整備事業
- ◆コミュニティプラント長寿命化事業
- ◆島原市地下水保全要綱
- ◆島原半島飲用井戸衛生対策連絡会議
- ◆島原半島窒素負荷低減対策会議

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路の整備)【再掲】

○道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため、島原道路などの地域高規格道路をはじめ、都市計画道路、浸水想定地域の防災道路などを重点的な整備、広域農道の重点的な維持・整備、島原天草長島道路の早期実現、また、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策等の着実な進捗を図る。(政策企画課・農林水産課・道路課・都市整備課)

(輸送ルートの確保)

○物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、道路の防災、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(市民安全課・農林水産課・道路課・都市整備課)

(島原鉄道の安全輸送設備等整備について)

○大規模自然災害が発生し、島原鉄道が寸断されたとしても、迅速な復旧復興が出来るように、島原鉄道へ平時から安全輸送設備等の栄日を働き掛けるとともに支援を行う(政策企画課)

重要業績指標 (KPI)

<道路の整備>【再掲】

- 【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9% (R1) → 53.2% (R6)
- 【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)

事業・施策等

- ◆無電柱化事業
 - ・一般国道 251 号電線共同溝事業
 - ・官民連携無電柱化支援事業
 - ・東城内線ほか電線共同溝事業
- ◆船津地区高潮対策事業 (有馬船津 5 号線)
- ◆都市計画道路整備促進事業
 - ・霊南山ノ神線
 - ・新山本町線
 - ・親和町湊広場線
 - ・安德新山線
- ◆地域高規格道路整備事業
 - ・島原道路 (出平有明バイパス)
 - ・島原道路 (有明瑞穂バイパス)
- ◆道路事業
 - ・一般県道礫石原松尾町停車場線 (西工区)
 - ・一般県道礫石原松尾町停車場線 (大手原工区)
 - ・道路メンテナンス事業 (橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等)

- ◆歩道、歩行空間整備事業
 - ・一般国道 251 号（亀の甲～大手原）
 - ・一般国道 251 号（片町）
 - ・東城内線ほか
- ◆港湾整備事業
 - ・島原港改修事業
- ◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業
- ◆農地整備事業
- ◆鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(避難地の整備)

○火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等における密集市街地等の整備については、狭あい道路整備事業を実施しているが解消には至っていないため、引き続き整備を行う。また、避難地としての公園等の整備や防火帯としての機能を持つ都市計画道路の整備進捗を図る。(道路課・都市整備課)

(耐震性貯水槽の設置・災害対応体制の整備)

○消防水利の確保について、緊急性及び必要性が高い地域のうち、用地の確保の出来た地域から、消防防災施設整備費補助金を活用し耐震性貯水槽（防火水槽）の設置を推進する。(市民安全課)

○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。(市民安全課)

重要業績指標 (KPI)

<道路の整備> 【再掲】

■【都市整備課】狭あい道路の延長距離/計画距離 21% (R2) → 40% (R5)

■【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)

事業・施策等

- ◆島原市狭あい道路整備等促進事業
- ◆広馬場下公有水面埋立事業
- ◆広馬場下公有水面埋立多目的防災広場の整備
- ◆広馬場下公有水面埋立防災施設整備事業
- ◆都市計画道路整備事業
 - ・霊南山ノ神線
 - ・新山本町線
 - ・親和町湊広場線
 - ・安徳新山線

- ◆公園整備事業
- ◆防災公園整備事業
- ◆消防水利の確保（耐震性貯水槽設置）
- ◆消防防災施設整備費補助金

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（情報伝達の強化）【再掲】

○火災、煙、有害物質等の流出により、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。（市民安全課）

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（災害対応体制の整備）

○市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。（市民安全課）

（住宅・建物の耐震化）【再掲】

○住宅・建築物については、倒壊などによる被害軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。（都市整備課）

（道路啓開計画の策定）

○沿線・沿道の建物倒壊が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定する。（道路課）

重要業績指標（KPI）

■【都市整備課】住宅の耐震化率 81%（H25） → 90%（R4）

■【都市整備課】学校、病院、店舗等多数の者が利用する建築物の耐震化率
85%（H30） → 95%（R4）

事業・施策等

- ◆島原市耐震・安心住まいづくり支援事業
- ◆島原市建築物耐震化事業
- ◆島原市大規模建築物耐震診断等事業
- ◆島原市危険ブロック塀等除去支援事業

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化)

○大規模ため池については平成 26 年度までに一斉点検を完了したが、その中でも築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震性点検を早急に完了させる。(農林水産課)

(地域の防災力の向上)

○ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策及びハザードマップの作成周知等のソフト対策により地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。(農林水産課)

(連携体制の強化)

○想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。(市民安全課・農林水産課)

7-5 有害物質の大規模拡散による被害の拡大や流出

(連携体制の強化)

○有害物質の拡散・流出等による環境への影響を防止するため、国や県など関係機関と連携して対応する。(環境課)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地の保全)

○地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。(農林水産課)

(森林の整備)

○山地災害のおそれがある箇所の把握に努め、ハザードマップや避難体制の整備等のソフト対策が図るとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。(農林水産課)

○森林が有する多面的機能を発揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸造活動等により、森林の整備・保全活動を推進する。(農林水産課)

○森林整備については、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮や防護柵の設置による自然と共生した多用な森林づくりに取り組む。
(農林水産課)

事業・施策等

- ◆多面的機能支払交付金
- ◆中山間地域等直接支払交付金
- ◆農村地域防災減災事業

7-7 風評被害による経済や雇用等への甚大な影響

(情報発信の整備)

○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき内容、発信経路を事前に検討する。(しまばら観光おもてなし課)

(失業者への支援)

○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。(産業政策課)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策)

○災害廃棄物を仮置きするストックヤードの確保については、市有地のみでは不足する可能性があるため、市内の県有地及び近隣市の県有地も使用できるように県に働きかけていく。また、災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けては、発災時の行動マニュアルを作成し、市の防災避難訓練に併せて実動訓練を実施し職員への教育を推進する。(環境課)

○有害廃棄物を取り扱う施設の位置と有害物質の種類や量を把握するための調査等を行う。(環境課)

○災害廃棄物の輸送方法等について、県や隣接市と情報共有を行いながら県災害廃棄物処理計画の見直しに併せて島原市災害廃棄物処理計画の見直しを行う。(環境課)

事業・施策等

- ◆災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保
- ◆県の災害廃棄物処理計画の見直しに伴う島原市災害廃棄物処理計画の見直し
- ◆災害廃棄物の大量輸送について県と調整及び検討

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（復旧・復興体制の整備）

○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（土木建築関係8資格取得者）の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を推進する。（道路課）

（道路啓開事業の推進）

○地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を整備する。（都市整備課）

（道路啓開計画の策定）

○雲仙活断層群を震源とした地震等が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定する。（農林水産課・道路課）

（災害対応体制の整備）【再掲】

○市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。（市民安全課）

（災害対応ロボット等の技術活用に係る連携）

○大規模災害時における災害対応ロボット等の技術活用について、国との連携が図れるよう、情報の共有を行う。（道路課）

重要業績指標（KPI）

■【道路課】土木建築関係8資格取得者数：37人（H30） → 127人（R6）

事業・施策等

◆土木建築人材育成事業

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの強化)

○災害が起きた時の対応力を向上するため、平時から必要なコミュニティ力を構築に努める。ハザードマップ作成・防災訓練・防災教育や新しい形の地域運営組織づくり、自主防災組織の育成など、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。(政策企画課・市民安全課)

(ボランティアの受け入れ態勢の整備)

○大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関・団体とのネットワークづくりを行う。(政策企画課)

(学校での防災教育)

○各小中学校において、地震や津波、火災等を想定した避難訓練を実施し、避難経路や発生時の対応について確認することで、非常時における教職員の対応について指導力を高めるとともに、児童生徒自身の安全に避難する態度や能力を育成する。(学校教育課)

(災害対応体制の整備)【再掲】

○市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練をおこなう等の取組を推進する。(市民安全課)

(要支援者対策の充実)

○災害時だけでなく、日頃からの見守りなどの支援を必要とする者の情報を市と地域の支援者等で共有し、地域における日常的な見守り体制の充実に努める。(福祉課)

重要業績指標 (KPI)

- 【政策企画課】新たな地域コミュニティ組織数 0箇所 (R1) → 3箇所 (R6)
- 【学校教育課】各学校における避難訓練の実施 毎年100%を維持
- 【福祉課】島原市あんしん支え合い活動新規登録者
81人/年 (R1) → 150人/年 (R6)

事業・施策等

- ◆避難訓練の実施
- ◆島原市あんしん支え合い活動

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(交通施設の災害対応力の強化)

○交通施設の災害対応力を強化する対策（道路の防災・港湾・海岸・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、都市計画道路等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し、情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。（農林水産課・道路課・都市整備課）

(交通施設の耐震化)

○港湾、鉄道・バス等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を地域と連携して推進する。（政策企画課・市民安全課）

(地籍調査の推進)

○迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施及び都市再生のため、地籍調査を推進することにより、土地境界等の明確化、地籍図等の整備を積極的に推進する。（契約管財課）

重要業績指標（KPI）

<道路の整備>【再掲】

■【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9%（R1） → 53.2%（R6）

■【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1%（R1） → 85.8%（R6）

<地籍調査の推進>

■【契約管財課】地籍調査進捗率：49.7%（R1） → 51.9%（R6）

事業・施策等

◆地域高規格道路整備事業

- ・島原道路（出平有明バイパス）
- ・島原道路（有明瑞穂バイパス）

◆道路事業

- ・一般県道礪石原松尾町停車場線（西工区）
- ・一般県道礪石原松尾町停車場線（大手原工区）
- ・道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等）
- ・堀町縦線整備事業
- ・橋梁耐震化事業
- ・自然災害防止対策事業

◆都市計画道路整備事業

- ・霊南山ノ神線
- ・新山本町線
- ・親和町湊広場線
- ・安德新山線

◆無電柱化事業

- ・一般国道251号電線共同溝事業
- ・官民連携無電柱化支援事業
- ・東城内線ほか電線共同溝事業

<ul style="list-style-type: none"> ◆港湾整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・島原港改修事業 ◆高潮対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・島原港海岸高潮対策事業 ・船津地区高潮対策事業（排水ポンプ） ◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業 ◆農地整備事業 ◆地籍調査事業
--

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策）

○地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。（道路課・都市整備課）

重要業績指標（KPI）

＜冠水路線の解消＞【再掲】

■【道路課・都市整備課】市道冠水路線数：6路線（R1） → 0路線（R4）

事業・施策等

- ◆湯江川総合流域防災事業
- ◆高潮対策事業
 - ・島原港海岸高潮対策事業
 - ・船津地区高潮対策事業（排水ポンプ）
 - ・船津地区高潮対策事業（有馬船津5号線）
- ◆広馬場下公有水面埋立事業
- ◆港湾整備事業
 - ・島原港改修事業

9. 大規模自然災害が発生したとしても、半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(輸送ルートの確保)【再掲】

○陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(市民安全課・農林水産課・道路課・都市整備課)

(道路の整備・治山対策)【再掲】

○半島における交通施設等の災害対応力を強化するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため、島原道路などの地域高規格道路をはじめ、都市計画道路、浸水想定地域の防災道路などを重点的な整備、広域農道の重点的な維持・整備、島原天草長島道路の早期実現、また、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等の着実な進捗を図る。(政策企画課・農林水産課・道路課・都市整備課)

(港湾施設の耐震化)【再掲】

○緊急物資を受入れる港湾施設の耐震化等や地震・津波対策を着実に推進する。(道路課)

重要業績指標 (KPI)

<道路の整備>【再掲】

- 【道路課・都市整備課】道路改良率：52.9% (R1) → 53.2% (R6)
- 【都市整備課】都市計画道路整備率：83.1% (R1) → 85.8% (R6)

事業・施策等

- ◆無電柱化事業
 - ・一般国道 251 号電線共同溝事業
 - ・官民連携無電柱化支援事業
 - ・東城内線ほか電線共同溝事業
- ◆船津地区高潮対策事業 (有馬船津 5 号線)
- ◆都市計画道路整備事業
 - ・霊南山ノ神線
 - ・新山本町線
 - ・親和町湊広場線
 - ・安德新山線
- ◆地域高規格道路整備事業
 - ・島原道路 (出平有明バイパス)
 - ・島原道路 (有明瑞穂バイパス)

◆道路事業

- ・一般県道礫石原松尾町停車場線（西工区）
- ・一般県道礫石原松尾町停車場線（大手原工区）
- ・道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル等の修繕、更新、撤去等）
- ・堀町縦線整備事業
- ・橋梁耐震化事業
- ・自然災害防止対策事業

◆港湾整備事業

- ・島原港改修事業

◆高潮対策事業

- ・島原港海岸高潮対策事業
- ・船津地区高潮対策事業（排水ポンプ） H26～R3
- ・船津地区高潮対策事業（有馬船津5号線） H26～R3

◆広馬場下公有水面埋立事業

◆島原半島幹線道路網の整備促進

◆島原地区農道橋個別施設計画策定事業

◆農地整備事業

7. 計画の推進体制

島原市国土強靱化地域計画にかかる施策を総合的、計画的に推進するため、P D C Aサイクルを繰り返していくことが必要であり、以下の進め方により計画を策定し、令和2年度から概ね5年毎に計画を内容の見直しを行なっていきます。

